

防災訓練実施結果報告書

平成27年 3月30日

原子力規制委員会 殿

報告者

住 所 東京都台東区東上野一丁目28番9号

氏 名 公益財団法人核物質管理センター

理事長 村上 憲

(担当者 所属 東海保障措置センター

電話

防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第13条の2第1項の規定に基づきご報告をいたします。

原子力事業所の名称及び場所	公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53
防災訓練実施年月日	平成 26年12月4日
防災訓練のために想定した 原子力災害の概要	地震を起因とするグローブボックス内の火災により放射性物質が排気筒より放出され、原子力災害対策特別措置法第15条に至る原子力災害を想定。
防災訓練の項目	総合訓練
防災訓練の内容	① 大規模地震発生時の従業員等の退避訓練 ② 原子力防災組織の初動対応訓練 ③ 事故対策本部の指揮運営訓練 ④ 関係機関への通報連絡訓練 ⑤ プレス対応訓練 ⑥ 緊急時の点検訓練 ⑦ 火災発生時の通報連絡と初期消火等の対応訓練 ⑧ 自衛消防隊活動訓練 ⑨ 放射線モニタリング訓練 ⑩ 拡大防止のための応急措置訓練
防災訓練の結果の概要	別紙のとおり
今後の原子力災害対策に 向けた改善点	別紙のとおり

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

防災訓練の結果の報告について

1. 訓練の目的

原子力災害を想定した総合訓練を通じて、東海保障措置センター（以下「東海センター」という。）の原子力防災組織及び原子力防災要員の対応が、原子力災害の発生防止や拡大防止に有効に機能することを確認するとともに、対応にあたっての課題等を明らかにして緊急時の対応能力の改善を図ることを目的とする。また、必要に応じて訓練結果に対する対応を防災業務計画等に反映する。

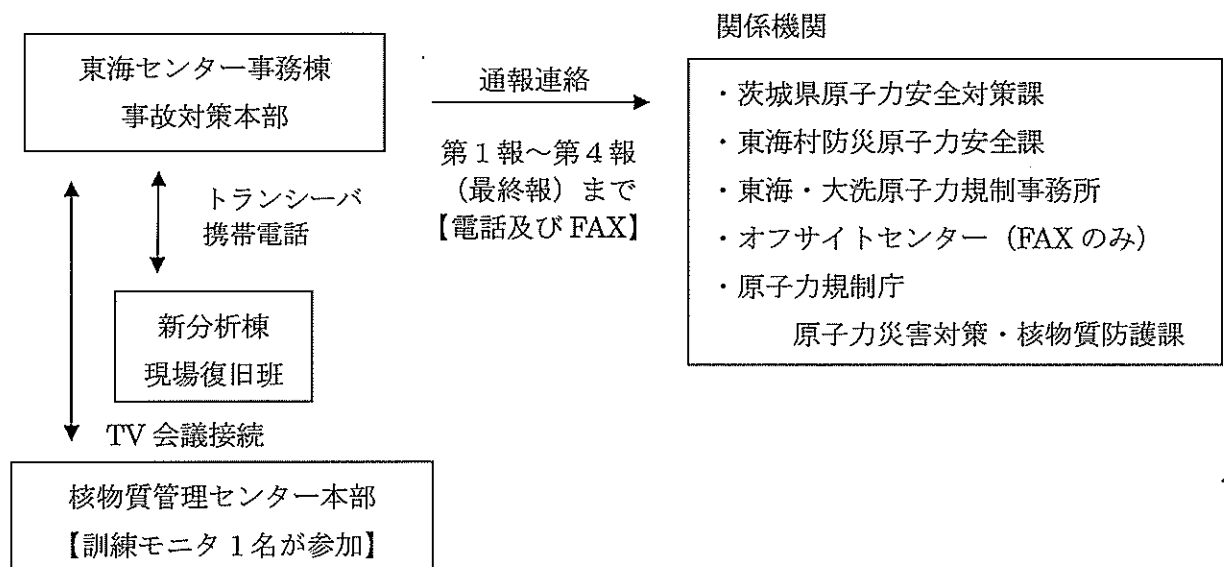
2. 訓練実施日及び対象施設

実施日時：平成 26 年 12 月 4 日（木） 13:30～16:00

対象施設：東海センター 新分析棟

3. 実施体制、参加者、評価方法

(1) 実施体制



(2) 参加者

① 訓練参加者

東海センター従業員及び協力会社員（63人）

② 訓練モニタ

東海センター（2名）

六ヶ所保障措置センター（1名）

核物質管理センター本部（1名：TV 会議を通して）

(3) 評価方法

5. に示す訓練内容等についての対応状況を訓練モニタが確認するとともに訓練終了後に参加者による反省会及び訓練評価アンケートを行い改善点の抽出を行った。

4. 訓練の想定

茨城県北部及び東海村で震度 6 弱の地震が発生し、その影響により東海センター新分析棟のグローブボックス内で火災が発生、地震後点検に対応した作業者が負傷し、更に地震によりグローブボックス排気系の排気フィルターが損傷して排気筒から放射性物質が放出され原災法第 10 条及び第 15 条（敷地境界で $5\mu\text{Sv/h}$ に相当）事象に進展することを想定した。

なお、本訓練は事前に事故対策本部要員等の関係者にシナリオを提示、訓練当日はシナリオを非提示で実施した。

5. 訓練の内容

(1) 事故対策本部

① 大規模地震発生時の従業員等の退避訓練

従業員等が構内放送により退避又は自主的に退避ができること。また、退避場所において人員点呼が速やかにできること。

② 事故対策本部の設置、原子力防災組織の編成等原子力防災組織の初動対応訓練

緊急事態発生時において事故対策本部の設置、事故対策本部への原子力防災要員等（原子力防災要員及び支援要員）の集合、施設所掌課に対し施設点検等の指示が速やかにできること。

③ 事故対策本部の指揮運営訓練

事故対策本部を構成する各作業班（情報班、現場復旧班、広報班等）の班長は、要員の配置や現場情報の収集、班員への対応指示が自発的に行えること。

④ 警戒事象発生通報、特定事象発生通報、経過連絡等関係機関への通報連絡訓練

警戒事象、特定事象等を確認後に、関係機関に対し 15 分以内を目標に情報発信ができること。その後も継続して、適時に経過情報を取りまとめて情報発信ができること。

⑤ 第25条通報（応急措置の概要報告）文の作成と通報連絡訓練

特定事象に対し実施した拡大防止等の応急措置について要領よく第25条通報文として整理し、関係機関へ速やかに情報発信ができること。

⑥ プレス対応訓練

プレス発表に係る関係機関との調整、プレス文の作成、プレス対応者に対し追加情報の提供ができること。

⑦ 放射線モニタリングの実施と放射線管理データの収集訓練

周辺環境への影響を考慮し、適時に放射線モニタリング（風向、風速、線量当量率等）ができ、結果報告ができること。また、放射線モニタリングデータについて要領よく整理して、事故対策本部内で情報を共有するとともに、的確

に通報連絡や現場復旧対応のための情報として反映することができること。

(2) 現場復旧班

① 緊急時の点検訓練

施設等の点検及び異常の有無の判断を的確に実施し、事故対策本部に迅速に報告ができること。

② 火災発生時の通報連絡と初期消火等の対応訓練

119番通報、事故対策本部への状況報告、火災の状況に応じた初期消火活動ができること。

③ 自衛消防隊活動訓練

自衛消防隊の参集、防護具の着装、現場状況の把握、消火活動が迅速にできること。

④ 放射線監視、発災施設の放管情報の取得と事故対策本部との情報共有訓練

発災施設の放射線状況の把握と現場復旧班員への的確な助言、事故対策本部へ適時現場の放射線状況について情報提供ができ共有できること。

⑤ 拡大防止のための応急措置訓練

事故対策本部の指示内容を正しく理解し、手順に従って速やかに応急措置対応ができること。

6. 訓練の結果

(1) 事故対策本部

① 大規模地震発生時の従業員等の退避訓練

震度6の地震発生後、管理区域外の従業員等は構内放送で東海センターが指定する退避場所への退避、管理区域内の従業員等は自主的に更衣室に退避を行うことができた。また、退避場所での人員点呼を速やかに行うことができた。

② 事故対策本部の設置、原子力防災組織の編成等原子力防災組織の初動対応訓練

退避場所で原子力防災要員等（原子力防災要員及び支援要員）に対し招集を指示し、事故対策本部を速やかに立ち上げることができた。また、施設所掌課に対し施設点検を速やかに指示することができた。

ただし、屋外退避場所に約70名が一斉に退避したことからざわつきもあり、指示、伝達事項を退避者の一部の者に正確に周知することができなかった。

③ 事故対策本部の指揮運営訓練

事故対策本部を構成する各作業班（情報班、現場復旧班、広報班等）の班長は、現場復旧班からの火災、負傷者、放射性物質の放出の発生等の事象進展報告に対して、要員の配置や現場情報の収集を行うことができた。また、事故対策本部長への報告、班員への対応指示等を自発的に行うことができた。

④ 警戒事象発生通報、特定事象発生通報、経過連絡等関係機関への通報連絡訓練

原子力規制庁（原子力災害対策・核物質防護課、東海・大洗原子力規制事務所）、茨城県、東海村、オフサイトセンター、核物質管理センター本部に対し、地震発生後の警戒事象発生の通報（地震発生から16分後）、火災及び負傷者発

生の通報（火災確認から 15 分後）、原災法第 10 条及び第 15 条通報（第 10 条事象発生から 8 分後）、原災法第 25 条通報の FAX 送信及び電話連絡による着信確認を実施することができた。

ただし、

- a. 第 1 報の通報文において警戒事象の発生場所に誤植がある状態で関係機関に発信する等、通報文の内容についてチェック漏れが確認された。また、第 3 報の通報文においては、特定事象（原災法第 10 条及び第 15 条）発生の時間を特定する必要があったが「14 時 07 分頃」と記載して通報文を発信した。
 - b. 特定事象発生の通報を第 3 報で行って以降、約 1 時間 20 分後に第 4 報の通報となったことから、この間の火災の状況、放射性物質異常放出後に実施した拡大防止措置等の実施内容、異常放出の停止状況等について、事象及び対応の経過情報を適時に通報文として発信すべきであった。
 - c. 最終報（第 4 報）を関係機関へ発信した直後に訓練を終了したことから、関係機関に対し電話による通報文の着信確認は訓練終了後となった。
 - d. 関係機関から、受信した写真は不鮮明とのコメントがあった。
- ⑤ 第 25 条通報（応急措置の概要報告）文の作成と通報連絡訓練

放射性物質の放出の発生に対して実施した拡大防止等の措置（損傷したフィルターから予備のフィルターへの切換え等）について、現場復旧班長からの情報を要領よく整理し、関係機関へ通報を行うことができた。

ただし、第 25 条通報を関係機関へ発信した直後に訓練を終了したことから、関係機関に対し電話による通報文の着信確認は訓練終了後となった。

⑥ プレス対応訓練

情報班は災害情報を簡潔かつ的確に集約し、プレス文を作成することができた。

ただし、プレス対応者は事象が終息する前に事故対策本部を離席しプレス会場（茨城県庁）に急行することから、その後の情報の伝達手段は携帯電話のみとなり、事態の推移、実施した応急措置等の最新の情報をまとめたプレス文等の文字情報を伝達することができなかった。

⑦ 放射線モニタリングの実施と放射線管理データの収集訓練

事故対策本部内に放管モニタを設置し放管班員が常時監視したことにより、新分析棟内の放射線量や放射性物質濃度、敷地境界の線量当量及び気象観測データを事故対策本部に適時報告することができた。また、放射線モニタリングデータを通報連絡や現場復旧対応のための情報として活用することができた。

（2）現場復旧班

① 緊急時の点検訓練

現場復旧班長の指揮の下、班員は地震後の施設の点検、火災及び負傷者発生の対応を速やかに行うことができた。

また、現場復旧班長は、トランシーバ又は携帯電話を用いて適時現場情報を事故対策本部へ報告することができた。

② 火災発生時の通報連絡と初期消火等の対応訓練

火災発見者による 119 番通報及び事故対策本部への火災発生通報を速やかに行うことができた。また、発生した火災の進展状況に応じて、消火器による初期消火、自衛消防隊による消火活動を行うことができた。

③ 自衛消防隊活動訓練

自衛消防隊長の指揮の下、隊員の参集、防護具の着装、現場状況の把握、消火活動を速やかに行うことができた。

④ 放射線監視、発災施設の放管情報の取得と事故対策本部との情報共有訓練

新分析棟放射線管理室の放射線監視盤で施設内の放射線量や放射性物質濃度の監視を行い、自衛消防隊長や現場復旧班長に的確な助言を行うことができた。また、新分析棟内の放射線量や放射性物質濃度に加え周辺監視区域境界の放射線量を監視して適時事故対策本部に報告することができた。

⑤ 拡大防止のための応急措置訓練

対策本部からの指示を受けて、手順書等に基づき損傷したフィルターを予備のフィルターへ切替える等の応急措置を速やかに行うことができた。

8. 今後の原子力災害対策に向けた改善点

(1) 平成 26 年度の訓練の結果を受けた改善点

① 退避場所で一部の避難者に指示事項を正確に周知することができなかったことから、拡声器等の使用を検討する。

② 通報連絡において以下の事案を確認したことから、これらの事案に対する改善が確実に行えるよう事故対策本部内の要員配置を見直すとともに、事故対策本部の運営及び通報連絡に係る基礎的な要素訓練を行う。

a. 関係機関に発信した通報文の内容についてチェック漏れがあった。

b. 第 3 報通報から第 4 報通報までの約 1 時間 20 分間、関係機関への経過情報（放射性物質異常放出の停止等）の通報に遅れが生じたことや第 25 条通報が訓練終了後となるなど、適時に情報を取りまとめて関係機関への情報発信ができなかった。

c. 関係機関に対し、最終報（第 4 報）の着信確認が訓練終了後となった。

また、FAX で送信した写真が不鮮明であったことから、FAX の送信条件の調査及び電子メールによる配信について検討を行う。

③ プレス対応者にプレス時に使用するプレス文等の文字情報を即時に伝達できる手段がなかったことから、連絡通信用ノートパソコンの導入について検討を行う。

④ なお、次回の訓練に向けて上記①～③の改善事項はあるものの、原子力事業者防災業務計画等に反映すべき事案はなかった。

(2) 今後の方針

- ① 平成 26 年度の教育・訓練計画に従い防災要員（通報連絡班）に対し、本訓練前に外部機関への情報連絡に係る基礎的な要素訓練を 4 回実施してきたところであるが、今回の訓練を通して更に強化、改善すべき点が顕在化したことから、今後の教育・訓練においては、見直した事故対策本部の要員配置の有効性を確認するとともに、特に、通報連絡班要員による正確かつ適切な通報連絡が行えることを優先課題として取組むこととする。
- ② 訓練の実施方法については、これまでの訓練実績や評価結果を踏まえた防災訓練に係る改善点として、事故対策本部要員の力量向上や各作業班間の連携について習熟の必要があることから要素訓練、シナリオ提示型訓練、一部ブラインド型訓練へと展開し、その有効性評価を行うことでより実行力の高い訓練とし、原子力防災に対する緊急時の対応能力の向上を図ることとする。

以 上